

平成29年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成29年 3月10日 午後 2：00

○閉 会 午後 3：32

○出席議員（18名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	14番 佐 藤 義 久
15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉
18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎	20番 伊 藤 榮 悦

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水 道 局 長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	上下水道課長 児 玉 亮 悦

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 整	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
--------------	-----------------

平成29年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成29年 3月10日（3日目）午後2時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第 1 号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第 2 号 潟上市固定資産評価審査委員会条例及び潟上市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第 3 号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第 4 号 潟上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第 5 号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 6 号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 7 号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 8 号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 9 号 潟上市スポーツ振興基金条例等を廃止する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 10 号 平成28年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について
- 日程第 11 議案第 11 号 平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 12 議案第 12 号 平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 号) (案) について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰入れ
について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計への繰入れについ
て
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰入
れについて
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計予算 (案) につ
いて

- 日程第 28 議案第 28 号 平成 29 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算
(案) について
- 日程第 29 議案第 29 号 平成 29 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 30 議案第 30 号 平成 29 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 31 議案第 31 号 平成 29 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 32 議案第 32 号 平成 29 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 33 議案第 33 号 平成 29 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 34 議案第 34 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 35 陳情第 9 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を
求める意見書を求める陳情
- 日程第 36 陳情第 10 号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を
求める陳情書
- 日程第 37 陳情第 1 号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小
企業支援の拡充を求める陳情
- 日程第 38 陳情第 2 号 共謀罪 (テロ等組織犯罪準備罪) 法案の国会提出に反対す
る陳情
- 日程第 39 報告第 1 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることにつ
いて)
- 日程第 40 報告第 2 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることにつ
いて)
- 日程第 41 諮問第 1 号 公共下水道事業受益者分担金の滞納処分についての審査請
求に係る諮問について

午後 2時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 傍聴者の皆さん、ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日10日付けで、報告第1号及び報告第2号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）並びに諮問第1号、公共下水道事業受益者分担金の滞納処分についての審査請求に係る諮問についてが追加提案されております。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、本日の本会議において日程第39から日程第41として取り扱うことと致しましたので、ご報告致します。

なお、欠員となっておりました総務文教常任委員長に2番堀井克見委員が選任されておりますので、ご報告します。

【日程第1、議案第1号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第38、陳情第2号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、議案第1号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第38、陳情第2号、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）、単行（案）及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成28年度各会計補正予算（案）、平成29年度特別会計への繰入れ及び平成29年度各会計予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。2番堀井克見総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（堀井克見） 私から、総務文教常任委員会の審査報告を致します。

平成29年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規

定により報告致します。

1. 審査年月日 平成29年2月28日

2. 出席委員 藤原幸雄、戸田俊樹、伊藤正吉、佐藤義久、堀井克見

3. 欠席委員 児玉春雄であります。

4. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長でございます。

5. 書 記 総務部企画政策課、小玉 壘さんをお願いをしております。

6. 審査の経過と結果について申し上げます。

議案第1号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市デジタル防災行政無線更新工事の実施に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、デジタル防災行政無線更新工事の内容についての質問がございました。当局からは、変更があった固定系施設の位置などについて回答がございました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第2号、潟上市固定資産評価審査委員会条例及び潟上市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方税法の規定により、関係条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、非常勤の特別職職員の費用弁償について必要な規定を設け、及び非常勤の特別職職員の職を追加する等のため、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、潟上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の公布等に伴い、関係条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、本市税条例改正による影響についての質問がありました。当局からは、

前回の改正を延期する内容となっており、市税への影響はないとの回答でございました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、二田新町児童館を集会所に変更するため、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、おいわけ児童クラブの新設及びでと児童クラブの利用児童数増加に伴い、児童クラブを増設するため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、児童クラブの申し込み児童数や1人当たりの専用区画面積についての質問がありました。当局からは、各児童クラブ申し込み人数及び専用区画面積の状況説明があり、今後も状況を踏まえながら環境整備に努めてまいりたいとの回答がございました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項及び第3条第1項の規定に基づき、認定こども園の種別を明確化するため、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市スポーツ振興基金条例等を廃止する条例（案）について。

本条例は、基金の設置目的の事業に全額を充当し、基金の活用が終了したことに伴い、潟上市スポーツ振興基金条例、潟上市地域福祉基金条例、潟上市ふるさと水と土保全基金に関する条例を廃止するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情。

本陳情は、共謀罪について広く議論が行われている最中であり、また、国会に提出されていないことから、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第1号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番。

○12番（菅原理恵子） 委員長お疲れ様です。

ここの当局からの答弁に、変更があった固定系施設の位置などについてとございますが、この固定系施設の位置ということをちょっと詳細に教えていただきたいなと思いません。

○議長（伊藤榮悦） 堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） 12番菅原理恵子議員にお答えを申し上げます。

ただいまの質問内容でありますけれども、この固定位置ということに対するもろもろの質問だと思いますが、今回2カ所を増設したと。その1カ所は出戸新町です。2つ目は追分西です。全体的には25カ所の場所の変更を行ったと、そういう内容のご説明を致しまして、我が委員会としては了としたものです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、潟上市固定資産評価審査委員会条例及び潟上市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、潟上市市税条例等の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市スポーツ振興基金条例等を廃止する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号、共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)法案の国会提出に反対する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番(藤原典男) この共謀罪については、これから国会で審議というふうなことが予定されておりますけれども、今までの国会では過去3回にわたってこの問題が廃案となっております。国民からは、戦前の治安維持法みたいだということで危険だとか怖いなというふうなことが言われておりますけれども、今までの国会での審議経過とか、それから今どういうふうな状況になっているのかという、そこら辺の審議あったのかなのか。ありましたらそこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長(伊藤榮悦) 堀井委員長。

○総務文教常任委員長(堀井克見) 8番藤原典男議員にお答えをさせていただきます。

この共謀罪、皆さんもご案内のとおり、今通常国会で連日連夜質疑されております。ただ基本は、まだ国会に正式に上程されていないということがひとつであります。これもご案内のとおり、我が秋田県2区選出の金田法務大臣が前面に立って、今この議案前の整理をしておりますけれども、まさに国をあげての法案であるということで、私ども一地方議会で、今この状況の中で軽々に結論を出すという状況にはないと。したがって、もう少し、国、国会の動向を見ながら、我が議会としても慎重に方向、あるいはまた結論を出していくべきだということで、全会一致をもってこれは継続審査が妥当であるというふうに決定した次第であります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） わかりますけれども、私聞いたのは、過去の国会の中で廃案になった経過とかそこら辺のお話があったのかどうかというふうなことを聞いたんです。なければいいです。

○議長（伊藤榮悦） 堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） 具体的に細に入り微に入りやったというぐあいではありませんけれども、全体の流れの中では3回廃案になったことも話題に出ました。そして、500何本というね、500、まあいろいろな内容においても500から250に絞るとか等々の質疑が若干はしましたけれども、今まだ国会に提出されてもいない議案について、それ以上、我が委員会としても掘り下げるわけにはいかなかったというのが実情であります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。9番西村 武社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（西村 武） それでは私から、社会厚生常任委員会審査の報告をさせていただきます。

平成29年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告を致します。

1. 審査年月日 平成29年2月28日

2. 出席委員 佐々木嘉一、千田正英、大谷貞廣、菅原久和、藤原典男、西村 武
説明当局 今回は陳情書なので、当局の説明はありませんでした。

3. 書 記 市民福祉部社会福祉課、渡会 満

4. 審査の経過と結果について

陳情第9号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情。

本陳情は、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフの勤務環境の改善をはかり、健康で安心して働くことのできる勤務環境を整備し、安全・安心な医療・介護を実現するためにも、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第10号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書。

本陳情は、政府の必要病床数の推計により、国が一方向的に病床数を大幅に削減することは、結果的に地域の医療供給体制を崩壊させることにつながりかねないことなどから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、陳情第9号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 西村委員長、大変ご苦勞様でした。

陳情第10号についてお尋ねします。

報告内容の中で、病床数を国が一方的に大幅に削減をすると。結果的に地域の医療供給体制を崩壊させることにもつながると。この根拠というのは、数字的な根拠があるのか。まずその1点を、いいですか、国が一方的にやっているとすることは、何をもって国が一方的にやろうとしているのか。そして地域医療が崩壊しているということは、何をもって崩壊するというひとつの基準になるのか。その議論をされたのどうか。私は、ご案内のとおり国の予算が100兆億何々とする中で、30何兆円という3分の1強も福祉医療費にもう投じなきゃならないと。財政がもたないという中で、健康な国民の姿を求めていく中で、医療費をやはり圧縮しながら健全な財政も保たなきゃならないという、私は国の俯瞰した物の見方から始まっている一つのこの政策の今遂行準備にあるというふうに私はそう見てますけれども、これ見ますと、国が一方的に、しかも地域医療が崩壊するという、かなり決めつけた末恐ろしいような方向になっておりますけれども、この根拠たるやどうということなのか。具体的に議論されてありましたらご報告願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 西村委員長。

○社会厚生常任委員長（西村 武） 堀井議員にお答え致します。

この大幅に、一つは病床数をどのようなあれで、数でというようなことだけれども、今回15万床から19万床ですね、このように少なくなるということでございます。今の現在ね、実際は病床数が115万床ですね、から119万床、それが現在あるけれども、実際国の方針によりますと15万床から19万床、このぐらいが少なくなるというような内容でご

ございます。そこで、これからますます高齢化が進む中で、その実情と合わないのではないかとということでございます。そこで、この陳情書には、結果的に医療体制が崩壊させるのではないかと、こういうように書かれておりますので、私どもも、確かにこれから高齢化時代と国の方針とは逆行しているのではないかとということで願意妥当と認め、改革の推進に関する専門協議会、こういうものの意見も踏まえまして採択します、全会一致で採択するというように決定したわけでございます。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 西村委員長の報告を最大限尊重して良しといきたいところなんです、ちょっと今答弁聞いてますと、15万床あったものが19万床と、ちょっと数字がおかしくないですか。まずね。その今2回、重ねて2回、委員長から15万が19万、15万から19万にはなりませんよ。だからそのことの確認を一つ。

それから、病床ね、ベッド数を減らすことが医療崩壊につながるというふうなね、何を根拠にしてそういう捉え方をしたのかと。ベッド数が少なくなったって、少なくとも介護の体制だとか医療体制が充実すれば、それは全て、それをもうはなっから医療の崩壊というように位置づけるのは、甚だやはり無理があるんじゃないかなと。その辺はどのような議論されたのか。してなければしないで結構ですが、いかがですか。

○議長（伊藤榮悦） 西村委員長。

○社会厚生常任委員長（西村 武） 堀井議員にお答え致します。

先ほど、必要病床数ですね、これが115万床から110万床、現在ですね、現在そのぐらいが必要であるということで、この改革の推進の専門委員会ではそのように報告されているわけですよ。そこで国がですね、既存病床数と比べますと15万から19万床ぐらい少なくすると、こういうことでこの陳情書が出ているんですね。ですから、私どもの委員会では、高齢化時代と逆行するんじゃないかと。これからますます病床数が増やさなきゃいけない時代に減らすということはちょっとおかしいんじゃないかというようなことと、この陳情にもありますように地域医療のニーズに十分に応じるべきであるということで、この願意妥当と認めたということでございます。いいですか。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。4番小林 悟産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（小林 悟） それでは、産業建設常任委員会の審査報告を致します。

平成29年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成29年2月28日
2. 出席委員 鏡 仁志、澤井昭二郎、鈴木斌次郎、伊藤榮悦、菅原理恵子、
小林 悟
3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長
4. 書記には、産業建設部産業課、三浦元樹さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果

議案第7号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、本制度の利便性をさらに向上させるため、条例の関係部分を改正するものであります。

第7条第1号の表、一般事業資金の項中「1,000万円」を「2,000万円」に改め、同表小口事業資金の項中「1,000万円」を「1,250万円」に改めるものであります。

委員からは、上限額を増やした理由についての質問があり、当局から、1,000万円以上の融資を希望する事業者が増えていることや、国の類似制度であるセーフティーネットの融資条件が厳しくなっていることから、本制度の利用が増えていること、また、増額幅の1,000万円については、他市町村の上限額を参考にしているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、市道路線の認定及び変更について。

本案は、道路新設、既認定路線の見直し及び宅地開発等により帰属された道路を管理するため、路線の認定及び変更をする必要があるので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定する路線が1路線、変更する路線が18路線で、変更する路線については、平成28年度に実施した道路改良工事及び側溝改良工事等による延長等の変更であります。この認定及び変更により、総延長は40万14メートルになります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号、地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情。

本陳情は、「生計費原則に基づいた『全国一律最低賃金制度』の実現」、「社会保険料負担の減免制度の制定など中小企業への支援策の拡充」、「最低賃金の大幅引上げ」について意見書の提出を要望するもので、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（伊藤榮悦） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第7号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 額を大きくするというふうなことなんですけれども、これについては、今のところ業者の方からそういうふうな要望があるのかないのか。そこら辺についてもしわかっておりましたら、当局の答弁でありましたらそこら辺を伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 小林委員長。

○産業建設常任委員長（小林 悟） 8番藤原議員にお答えします。

いずれ業者さんから1,000万円ではちょっと不足だという話はされてまして、それを是非ともまた上げてほしいということでありまして、それが2,000万円という感じだったということと、小口につきましては1,000万円から1,250万円。ただし、小口については、残金とこれから借りる金額を合わせて1,250万円が上限というふうに説明がありました。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 委員長ご苦労様です。

簡単に伺いますけれども、委員長が報告ありました一般事業資金が1,000万円から2,000万円にアップと。それから、小口事業資金の部分が1,000万円から1,250万円と。いわゆる一般事業資金というものの定義、小口事業資金というものの定義、この差異は何でしょうかお知らせください。

○議長（伊藤榮悦） 小林委員長。

○産業建設常任委員長（小林 悟） まず中小企業法では、小口資金というのは、小口小規模事業者、どのような業者であるかということでありまして、常時使用従業員が20人以下、それから常時使用従業員が業種ごとに政令に定められている数以下、それから、特定事業を行う企業組合で、事業に従事する組合が20人以下ということが小口事業所と定められていると言われました。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 1,000万円から2,000万円に改めるということは、これは業者さんからの要望だから私は大歓迎でございますが、1,000万円から2,000万円だけれども、いわゆる貸付期間ですね、これもやはり延ばさなければならぬと私は常識で思いますが、この点について議論されましたらお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 小林委員長。

○産業建設常任委員長（小林 悟） 貸付期間は10年以内となっておりますけれども、これ以上延ばす内容ではありませんでしたので、この件については質疑はありませんでした。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第34号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。8番藤原典男予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長(藤原典男) 平成29年第1回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成29年2月28日、3月10日

2. 出席委員 堀井克見、佐々木嘉一、小林 悟、澤井昭二郎、藤原幸雄、
西村 武、千田正英、戸田俊樹、菅原理恵子、佐藤義久、児玉春雄、
大谷貞廣、伊藤正吉、菅原久和、鈴木斌次郎、伊藤榮悦、鑑 仁志、
藤原典男

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

4. 書 記 議会事務局 石川保則

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第10号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についてから議案第33号、平成29年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを、先般2月28日に大綱質疑を行い、その後常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、総務管理費の諸費に震災復興特別交付税返還金の計上があるが、経緯と結果について。

第2点として、繰越明許費が総務費から教育費まで9件あるが、それぞれの事業の経緯について。

第3点として、合併特例債の発行状況と今年度の残額及び今後の執行見込みについて。

第4点として、電子入札システム運用保守委託の内容について。

第5点として、飯塚地区自治会館の予算や面積等の内容について。

第6点として、飯田川保健福祉センター改修工事の内容について。

第7点として、小学校費の設計業務委託料について、どれくらいの改修費を見込んでいるのかについて。

第8点として、当初予算書において債務負担行為の一覧、また、中身がどのくらいあるのか掲載すべきではについて。

第9点として、出産育児費諸費の積算根拠について。

第10点として、第3子以降の出産見込み数と現時点での第3子の出産数について。

第11点として、介護予防生活支援サービス事業費の詳細や、それに係る暫定期間があるのか。また、介護ボランティア養成講座を無償から有償に移行する考えがあるのかに

ついて。

第12点として、市内全体の給水量及び有収率、それぞれの数値について。

第13点として、新中継ポンプ場関係の予算が計上されているが、天王中学校、天王小学校のそばにある浄水場の移転を考えての年度計画で進めていくのかについて。

第14点として、公営企業の入札制度においても一般会計と同じ電子入札制度を採用するのかについて。

などの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会では全ての審査を終了致しましたので、本日10日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第10号から議案第33号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第10号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成28年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成28年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成28年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成28年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計への繰入れについて、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰入れについて、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号、平成29年度潟上市一般会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成29年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成29年度潟上市水道事業会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第39、報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて) 及び 日程第40、報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)】

○議長(伊藤榮悦) 日程第39、報告第1号及び日程第40、報告第2号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を一括議題とします。

報告第1号及び報告第2号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) それでは、今回追加提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年3月10日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成29年 2 月23日 潟上市長 石川光男

相手方は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●さんです。

事故の概要でございますが、平成29年 2 月14日午後 6 時頃、潟上市天王字上出戸地内の市道追分下出戸線を走行中、下水道マンホールを囲む舗装の劣化により生じた穴に気づかず走行し、左前輪を損傷したものでございます。

損害賠償額は 7 万4,952円でございます。

次のページをお願い致します。

報告第 2 号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成29年 3 月10日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法第96条第 1 項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

平成29年 3 月 6 日 潟上市長 石川光男

相手方は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●さんです。

事故の概要でございますが、平成29年 2 月14日午後 5 時半頃、1 件目と同様でございますが、潟上市天王字上出戸地内の市道追分下出戸線を走行中、下水道マンホールを囲む舗装の劣化により生じた穴に気づかず走行し、左後輪を損傷したものでございます。

損害賠償額は 5,492円でございます。

なお、事故報告を受けまして、その日のうちに担当課におきまして穴埋め作業を行っております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから報告第 1 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8 番。

○8 番（藤原典男） 報告第 2 号にも関連しますが、よく見ましたら、これ同じ場所じゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺のことが一つと、それから金額が随分違うので、どういうふうなことでこういうふうになったのかというふうなことと、

あと、本人負担がどれぐらいあったのか、全額補償なのか、そこら辺についても伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

1点目の場所でございますが、同じ場所でございます。30分後に事故が起きたということでございます。

それから、金額の違いでございますけれども、片方が普通車でございますして、タイヤ破損並びにアルミホイールが変形したものであるということで、かなりこう破損が大きかったということでございます。そして、2番目の方につきましては軽自動車でございますして、これはタイヤのみということございまして、金額的には大変違いが出ているということでございます。

なお、負担額につきましては、2分の1の保険補償でございます。自己負担が2分の1ということでございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。9番。

○9番（西村 武） 関連でございますけれども、雪解け後はよく道路が傷みますので、道路の管理状況ですね、そういうものはどのようになっているのか、その辺のところをひとつお答えいただきます。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 9番西村 武議員の質問にお答え致します。

通常時の道路管理につきましては、職員による道路パトロールや地域住民の連絡により、随時穴埋めを行っております。また、雪解け後の市道補修工事を業者に発注しております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 専決処分ということで、いとまがなかったから専決処分するということでいいんだけど、問題は通常の道路管理をどのようにやってるのか。で、不可抗力っていうかね、どうしても対応できないということもあるでしょう。しかしながら最近の傾向を見てますと、もうちょこちょこ、たまにじゃないですよ、ちょこちょこ道路の破損によって、車両のそういう今破損事故が起きたと。この程度であれば保険会社対応でもってできるでしょうけれども、万が一でももっとやはり重大な事故事案が発生

したときにどうなるのかなど。以前はこんなになかったのに、最近はね、もうどんどん2回の議会に1回ぐらいは出てくるということなんで、やはり抜本的な解決策は何なのか。やはり日頃の道路ね、道路、市道が増えていきますからどんどん延長が伸びていきますよ。その管理をどういうふうな計画のもとできちっとフォローするのか。やはりこれね、一番の基本を改めていかないと、事故起きた、保険対応で2分の1出せばいいなっていう安直なもんじゃないですよ。最終的に万が一起きたものが起これば、全てこれ潟上市の市道であれば、公共物であれば、市の管理として場合によっては裁判沙汰までなるわけですから、そこら辺のやはりマニュアルというものをね、この辺できちっといわゆる備えるというかね、その辺の対応はどうなってますか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 2番堀井議員のご質問にお答え致しますけども、私の方から1点だけ。専決処分のあり方についてでございますけれども、今回の場合の専決処分というのは、いとまがないということではなくて、これは前に、平成22年の3月19日ですけれども、議会の方で議決いただいてまして、100万円未満のこういう賠償にかかわるものについては市長の専決事項ということで指定いただいております。そういうことでございますので、開会中であろうと専決処分をするということになります。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 2番堀井議員の質問にお答えします。

ご承知のとおり今年はかなり雪が降りまして、除雪機械、かなり重機なんですけども、それもかなり頻繁に走行しましたので、普段よりは道路の破損状況が多くなると感じております。でありますので、毎年のようにまず雪解け後には舗装補修工事を業者にまず発注致しまして、潟上市全域の市道の補修を致しております。今後はさらに職員によるパトロールを強化しまして、またさらに住民からの情報を密に取りまして随時穴埋めをしたいと考えておりますので、宜しくご理解をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 総務部長から勘違いじゃないかなというふうな感じの答弁あったんですが、私は一般論として、専決処分というものはね、議会の開会のいとまがないときに専決処分というものが地方自治法によって定められているということを申し上げたんであって、そのことをまず申し上げておきます。

それから2つ目ですけれども、今までの再三再四、この補償補填出てきたときに、ほ

ば同じ答弁来てますよ。ですから、不可抗力的なね、どうしてもやむを得ないものもあるでしょうけれども、やはり大きな事故事案が起きる前に、やはり他市との研究、類似団体との比較対照なる、まあ等々、調査してみて、検証してみて、そしてやはり先を行くと、潟上市の対応が。やはり今のこの状態見てますと、損保会社に頼り切ってやってるなど。まあそれより致し方ないのかなという気もするんですけど、こんなに頻繁に起きてくるとすれば、やはり道路管理も含めてやはり抜本的な根底にやはり立ち返る、その必要があるんじゃないかなということを私は申し上げてるんですよ。どうですか。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 2番堀井議員にお答えします。

今の事例にもよりまして、この原因は下水道マンホールを囲む舗装の劣化ということですので、私も時々、以前は犬の散歩でこう歩いたところ、やはり同じような劣化が多々見られましたので、これからは道の声パトロールを十分行いながら、その劣化というものの舗装を十分にしていかなければならないと思っていますところであります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、報告第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第41 諮問第1号、公共下水道事業受益者分担金の滞納処分についての審査請求に係る諮問について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第41、諮問第1号、公共下水道事業受益者分担金の滞納処分についての審査請求に係る諮問についてを議題とします。

本件について当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、続きまして議案書の5ページをお願い致します。

諮問第1号、公共下水道事業受益者分担金の滞納処分についての審査請求に係る諮問について。

公共下水道事業受益者分担金の滞納処分についての審査請求に対し、次のとおり却下の裁決をすることについて、地方自治法第231条の3第7項の規定により議会に諮問する。

1. 審査請求人は、秋田市在住の男性でございます。

2. 審査請求の趣旨でございますが、平成28年11月8日、潟上市長が公共下水道事業受益者分担金の滞納に係る滞納処分として審査請求人に対して行った第三債務者に対して審査請求人が有する普通預金、金4万4,900円の払戻請求権についての差押処分は無効であるという判決を求めるものでございます。

3. 審査請求の理由でございますが、本件差押処分に係る差押調書に記載されている滞納者住所の一部に誤字があり、審査請求人と滞納者が同一であるという整合性の確認ができない。また、本件差押処分が行われる前に督促状、催告書及び差押予告書など受け取った覚えがなく、予告なくの差押処分は到底納得できるものではない。さらに、担当職員により行われた一連の事務処理に係る対応等について不適切な点が見受けられるとの理由によるものでございます。

次のページをお願い致します。

4. 審査請求を却下する理由でございますが、1から全部で6までございます。そのうちの具体的なところを記載しております4からご覧ください。（4）からご説明致します。

本件では、平成28年11月8日に本件差押処分を行い、第三債務者、これは金融機関でございます、金融機関から金銭の支払いを得ております。そして本件差押処分に基づく取立手続は、終了していることが認められます。つまり差押えしたものについて、普通預金からうちの方で取立てを終了しているということでございます。

(5) この事実によれば、審査請求人が本件審査請求において取消しを求める本件差押処分は、その目的を達し、その効力は既に消滅していることから、本件審査請求はその利益を欠いていることとなります。ここで言うておりますのは、審査請求をすることができるのは、当該処分の取消しを求めることについて法律上の利益を有する者とされていることでございます。ということは、この方がおっしゃっていることの取消しを求めておりますけども、取消しを求めていることについて、もう分担金を納付されていることでございますので、それが戻るといえるということはないということは、この方にとっては利益は存在しないということになります。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、却下が相当であると。審査する前に申請を却下するということでございます。

判決書（案）は別紙のとおり、次のページにあります。

平成29年 3月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、公共下水道事業受益者分担金の滞納処分についての審査請求に対し裁決をすることについて、地方自治法第231条の3第7項の規定により議会に諮問するものでございます。

なお、今回のように明らかに不適法で却下するものについても、現行の地方自治法では議会の諮問を求めています。ただし、第7次地方分権一括法案では、30年度から、先ほどの専決処分の報告がありましたけども、それと同様に事後報告に見直しされることになっております。

なお、次のページですけども、裁決書について補足説明させていただきます。

次のページをお願い致します。

裁決書案には、審査請求人を含め、数カ所黒塗り部分がございます。この部分は、複数の条件により個人を特定することが可能となり得る部分でございますので、個人情報保護の関係から黒塗りにしておりますので、ご理解をお願い致します。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 3のところの審査請求の相手方の理由というふうなことで、住所が違ふ、そういうのはほとんど関係ないと思うんですが、この方が言うには、差押処分が行われる前に督促状とか催告書及び差押予告書などを受け取った覚えがないというふうに述べておりますけれども、これはあり得ないことなんですが、そこら辺の経過というのはどうなっているのかお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 村山水道局長。

○水道局長（村山久尚） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

この方の下水道の分担金ですけども、以前に督促状9通出してございまして、そのときには回答なくて、で、催告書を出してございまして。その後差押の事前通知票を出したところ、本人から分納誓約ということで、そのときに慌てて分納誓約ということで、書類で分納誓約を交わしてございまして。で、3回ほど分納誓約を、分納で支払いを行ってございまして、その後また滞ってございまして、その後またこちらの方から督促状を出してございまして。で、督促状をまた3通出してから催告書をまた出して、督促状を出して、その後また分納誓約の4回目が行われてございまして。ということで、その後にも督促状を出してございまして、本人が見ていないということは、この分納誓約をした時点で見

おりますので、そこには確実に届いているということでこちらでは判断しております。

○8番（藤原典男） はい、わかりました。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。本件は、諮問のとおり異議ないものと答申すること
に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、諮問第1号は、諮問のとおり異議ない
ものと答申することに決定しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） お疲れのところ申しわけありませんが、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議長から許可を得ましたが、提出した議案全て可決をいただきましたこと
に対し、まずもって感謝とお礼を申し上げます。

さて、私は間もなく潟上市長3期12年間の市長職を辞することになります。この12年
間のうち、初代議長赤平末次郎さん、2代目議長藤原幸作さん、3代目議長千田正英
さん、4代目議長、現職の伊藤榮悦さん、4人の議長さんをはじめ多くの市議会議員、
市民の皆様、職員の皆様から、数え切れないほどのご厚情をいただきました。このご厚
情をいただいたことに対し、この席をおかりして改めて深甚なる感謝とお礼を申し上げ
る次第でございます。

私には女房が2人おります。1人は戸籍上の妻であります。そして、もう1人の女房
は鑑副市長であります。この2人の女房には、言葉に尽くせないほどのご苦勞をおかけ
しました。特に鑑副市長には、終始一貫、誠心誠意、陰日向、裏表なく私を支えていた
だきました。今日、潟上市長として大過なくあるのも、ひとえに職員はもちろん、副市
長の支えのおかげだと思っているところでございます。

昨年12月議会一般質問において、私は、政治家としての集大成、そして最後のご奉
公という観点から4選出馬を致しました。選挙事務所を設置し、スタッフを揃え、1万

枚のパンフを印刷し、それを市民に配布しようとした矢先、ドクターストップがかかりました。無念残念、残念の思いでありました。しかし今は、明鏡止水の心境であります。

ともあれ私は、4月16日の任期満了をもって退陣致します。しかし、我が愛する郷土潟上は、永久に不滅です。潟上市の限りない発展と、全ての潟上市民の幸せを請い、心からお願いしまして、本会議上の最後のご挨拶と致します。長い間本当にありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして平成29年第1回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。傍聴の皆様、本当にありがとうございました。

午後 3時32分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 伊 藤 榮 悦

〃 署名議員 佐々木 嘉 一

〃 署名議員 小 林 悟